福岡市公報

令和８年10月26日　第7279号

発　行　所

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福　岡　市　役　所

（総務企画局行政部法制課）

発行日　毎週月・木曜日

―目　　次―　　ページ

規　　則

○福岡市モーターボート競走事業会計規則の一部改正（第64号）…… 1

○ボートレース福岡天神ストリートパーク規則（第65号）…… 1

告　　示

○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（第203号）…… 5

水　道　局

○特定調達契約等に係る落札者の決定（公告第41号）…… 5

規　　則

福岡市モーターボート競走事業会計規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和８年10月26日

福岡市長　　髙　　島　　宗　一　郎

福岡市規則第64号

福岡市モーターボート競走事業会計規則の一部を改正する規則

福岡市モーターボート競走事業会計規則（平成28年福岡市規則第108号）の一部を次のように改正する。

別表第１経済観光文化局ボートレース事業部経営企画課長の部に次のように加える。

主査（ボートレースパーク化推進担当）	ボートレース福岡天神ストリートパークの料金の収納に関すること。

附　則

この規則は、令和８年10月30日から施行する。

ボートレース福岡天神ストリートパーク規則を制定し、ここに公布する。

令和８年10月26日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第65号

ボートレース福岡天神ストリートパーク規則

（設置）

第１条　福岡市モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成27年福岡市条例第94号）第２条の規定により設置された福岡市モーターボート競走事業に附帯する業務として、若年層及びファミリー層の来場の契機となる魅力並びに多くの市民が日常的に訪れたくなるようなにぎわいの創出により、モーターボート競走の振興に寄与するため、ボートレース福岡天神ストリートパーク（以下「天神ストリートパーク」という。）を福岡市中央区那の津一丁目に設置する。

（施設）

第２条　天神ストリートパークにスケートボード場、イベント広場その他の施設を置く。

（開場時間）

第３条　天神ストリートパークの開場時間は、午前10時から午後10時までとする。

２　前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開場時間を変更することができる。

（休場日）

第４条　天神ストリートパークの休場日は、１月１日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場日を設けることができる。

（利用の許可）

第５条　スケートボード場を利用しようとする者（次項に規定する者を除く。）は、市長が別に定めるところにより、その許可を受けなければならない。

２　スケートボード場又はイベント広場を専用的に利用しようとする者は、市長が別に定めるところにより、その許可を受けなければならない。許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

３　市長は、前２項の許可に際して、天神ストリートパークの管理上必要な条件を付すことができる。

（許可の基準及び取消し）

第６条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第１項又は第２項の許可をせず、又は既にした許可を取り消すことができる。

⑴　前条第１項又は第２項の許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）が天神ストリートパークの設置の目的に反する利用をし、又は許可利用者等（許可利用者及び同条第１項又は第２項の許可を受けようとする者をいう。以下この条において同じ。）にそのおそれがあるとき。

⑵　許可利用者等がこの規則若しくは前条第１項若しくは第２項の許可に付した条件に違反し、又はそのおそれがあるとき。

⑶　許可利用者等が他の天神ストリートパークを利用する者（以下「利用者」という。）に迷惑をかけ、若しくは天神ストリートパークの施設若しくは附属設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。

⑷　許可利用者等が天神ストリートパークの管理上の指示又は指導に従わないとき。

⑸　スケートボード場又はイベント広場の利用が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第２項第１号に規定する暴力団（第７条第３号において「暴力団」という。）の利益となると認められるとき。

⑹　前各号に掲げる場合のほか、天神ストリートパークの管理上支障があると認められるとき。

２　前項の措置によって許可利用者等が損害を受けても、本市はその責めを負わない。

（利用の制限）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、天神ストリートパークの施設の利用を制限し、入場を拒み、又は退場を命じることができる。

⑴　他の利用者に迷惑をかけ、若しくは天神ストリートパークの施設若しくは附属設備を損傷し、又はそのおそれがあると認められる者

⑵　天神ストリートパークの管理上の指示又は指導に従わない者

⑶　天神ストリートパークの利用が暴力団の利益となると認められる者

⑷　天神ストリートパークの管理上支障があると認められる者

（利用する権利の譲渡等の禁止）

第８条　許可利用者は、天神ストリートパークの施設を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（許可利用者の管理義務）

第９条　許可利用者は、利用期間中その利用に係る天神ストリートパークの施設及び附属設備を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

（許可利用者の原状回復義務）

第10条　許可利用者は、天神ストリートパークの施設の利用を終了したとき（第６条第１項の規定により許可を取り消されたときを含む。）は、速やかに自己の責任において天神ストリートパークの施設を原状に復して返還しなければならない。

（損害賠償等）

第11条　利用者がその責めに帰すべき事由により、天神ストリートパークの施設、附属設備等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（立入り）

第12条　許可利用者は、天神ストリートパークの管理の業務に従事する者が職務のため当該利用に係る施設に立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。

（料金）

第13条　第５条第１項の許可を受けた者からは、別表第１に定める額の料金を徴収する。

２　第５条第２項の許可を受けた者からは、別表第２に定める額の料金を徴収する。

（料金の減免）

第14条　市長は、特別な理由があると認めるときは、料金を減免することができる。

（料金の不還付）

第15条　既納の料金は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（規定外の事項）

第16条　この規則に定めるもののほか、天神ストリートパークの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この規則は、令和８年10月30日から施行する。

別表第１

区分	単位	金額	
		一般	高校生・小人
スケートボード場	１日につき	500円	100円

備考　「一般」とは高校生及び小人以外の者で15歳以上の者をいい、「小人」とは15歳未満の者をいう。ただし、中学校に在学中の者については、小人とみなす。

別表第２

区分			単位	金額
スケートボード場	ストリート	全面	1日につき	円 80,000
		半面		40,000
	ビギナー	全面		80,000
		半面		40,000
	パーク	全面		80,000
イベント広場	クロスエントランス	全面		27,000
	ボートエントランス	全面		42,000
	グリーンアーチエントランス	全面		36,000
	ランニングバイクコース	全面		21,000
	区画利用（15㎡以内）	1区画		2,000

告　　示

福岡市告示第203号

土壌汚染対策法第11条第１項の規定に基づき、形質変更時要届出区域（特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域をいう。）を指定するので、同条第３項において準用する同法第６条第２項の規定により次のように公示する。

令和８年10月26日

福岡市長　髙　島　宗一郎

１　指定する区域

福岡市東区松島四丁目５区１番及び12区１番１の各一部

２　土壌汚染対策法施行規則第31条第１項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

水　道　局

福岡市水道局公告第41号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等について、一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び福岡市水道局契約事務規程の特例を定める規程第９条の規定により次のように公告する。

令和８年10月26日

福岡市水道事業管理者　中　村　健　児

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名又は名称及び所在地	落札金額	競争入札の公告日
単価契約　水道用高塩基度ポリ塩化アルミニウムの購入（予定数量735,000kg）			福岡市東区東浜一丁目９番４号　タイキ薬品工業株式会社	円　49,722,750（単価契約に基づき算定した見込額）	
単価契約　水道用ポリ塩化			福岡市博多区上呉服町10番１号	61,142,400	

アルミニウムの購入（予定数量 1,158,000kg）	福岡市博多区博多駅前一丁目28番15号 水道局総務部契約課	令和８年９月15日	エア・ウォーター・マテリアル株式会社	（単価契約に基づき算定した見込額）	令和８年８月３日
単価契約　水道用次亜塩素酸ナトリウムの購入（予定数量 110,000kg）			東京都新宿区東五軒町３番25号 株式会社 ウォーターエージェンシー	7,865,000（単価契約に基づき算定した見込額）	
単価契約　水道用水酸化ナトリウムの購入（予定数量 483,000kg）				19,923,750（単価契約に基づき算定した見込額）	
単価契約　水道用高機能粉末活性炭の購入（予定数量 148,800kg）			福岡市南区大橋二丁目11番16号 宝燃料工業株式式会社	52,704,960（単価契約に基づき算定した見込額）	